

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第５条第１項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第８条第３項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和７年６月１０日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）薬王堂東松島新沼店
東松島市矢本字新沼８１番１ 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社薬王堂 代表取締役 西郷 孝一
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目７番７号
- 3 市町村の意見の概要
（１）交通に関する事項
開業後において、必要に応じて交通誘導員を配置する等、来場者の安全と周辺交通への影響に配慮すること。
（２）騒音及び振動に関する事項
早朝、夜間帯の来店車両、従業員車両、搬出車両の騒音対策を講じ、近隣住民への配慮を適切に対応すること。
また、今後、騒音・振動に係る特定施設を設置する際は、適切な時期に市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、石巻地方県政情報コーナー及び東松島市役所
- 6 縦覧期間
令和７年６月１０日から令和７年７月１０日まで（ただし、閉庁日を除く。）